

# 都城市立高城中学校 校則および生活の心得

令和5年度

校則および生活の心得とは、生徒が健全な学校生活を営み、より良く成長・発達していくため、各学校の責任と判断の下にそれぞれ定められる一定の決まりです。

高城中学校生徒のみなさんが、気持ちよく生活できるようにするために、生活の心得をしっかり理解しておきましょう。今後、見直すべき内容があれば、検討してよりよいものにしていきたいと考えます。

## 1 登下校・欠席・遅刻・早退

- ① 7時55分には教室で着座した状態を心掛けましょう。
- ② 8時00分のチャイムで黙想をして朝読書を始めましょう。
- ③ 登下校は定められた通学路を通り、買い物や寄り道をしないようにしましょう。
- ④ 通学用カバンは背負い（両腕を通す）登校しましょう。
- ⑤ 登下校時は通学用カバンを使用し、スポーツバッグはあくまでもサブバッグとして使用しましょう。ただし、許可のあった日はスポーツバッグで登校してもよい。
- ⑥ 遅刻・欠席は、7時50分までに保護者に「s i g f y （シグフィー）」で連絡してもらいましょう。
- ⑦ 遅刻をした場合は、職員室で学年の先生に登校の確認をしてもらいましょう。
- ⑧ 「早退届」は、必ず保護者から学級担任に連絡をしてもらいます。
- ⑨ 早退する場合は、学担（学担不在の場合は副担）から許可もらいます。
- ⑩ 帰りの会始めのチャイムを自分の席で聞き、その後、静かな雰囲気の中で帰りの会を始めましょう。
- ⑪ 交通ルールやマナーを守り、安全に気を付けて登下校しましょう。

## 2 校内生活

- ① 室内では静かに過ごしましょう。
- ② 窓から身を乗り出したり、外にいる生徒に大声で話しかけたりしないようにしましょう。（非常時以外の非常階段、ベランダの利用は不可とする）
- ③ 保健室へ行く場合は、職員室で「保健室利用カード」にその理由と時間を書いてもらい、許可をもらって行きましょう。保健室では養護教諭の指示に従い、退室する際は連絡用紙をもらって、同授業中なら教科担、それ以外は学担に提出します。理由のない場合は保健室に行きません。昼休み時間も同様とします。
- ④ 授業の始めと終わりは大きな声でいいさつをしましょう。
- ⑤ 他学級の教室に入ったり、他学年の校舎に行ったりしないようにしましょう（特別教室での授業を除く）。
- ⑥ 不要物（携帯電話、マンガ・雑誌（図書室以外の本）、ゲーム、お菓子類（あめ、ガム等）、カッター、はさみなど）を持ち込まないようにしましょう。持ち込んだ場合は、一時学校預かりとし、高価な物（携帯電話や音楽プレイヤー等）は保護者を通して返却します。
- ⑦ 給食は4校時終了後8分以内に着席し、当番・給食委員以外は自分の席で静かに待つようにしましょう。給食当番はすばやく準備し、コンテナ室に移動しましょう。4時間目が移動教室の場合は給食着を持っていきましょう。
- ⑧ 昼休みについては、各自の過ごし方に合わせ、校則に従った服装をするようにしましょう。ただし、5校時の服装は、授業時の正規の服装で受けるようにします。
- ⑨ 清掃活動に遅れないようにしましょう。6校時終了のチャイム後すぐに各清掃場所に移動し、作業を始めましょう。女子はハーフパンツ（ジャージ）着用、男子は上着を脱ぎましょう。（寒い時は、ジャージ着用を許可する）
- ⑩ 授業に遅れないようにしましょう。特に昼休み後、体育の授業後、移動教室の時は早めに移動を開始しましょう。
- ⑪ 不要なお金を持ち込まないようにしましょう。（諸会費等は朝の内に必ず学級担任に預ける）
- ⑫ 校内の諸施設は必ず許可を受けて使用しましょう。
- ⑬ ガラス破損などの器物破損は、不慮の場合を除き本人負担とします。

## 3 校外生活

- ① 子どもだけでの外出時間は午後6時までです。保護者同伴の場合も、午後9時を目処に帰宅しましょう。
- ② 物品の売買や金銭の貸借を友人間や先輩後輩間で絶対に行わないようにしましょう。
- ③ 生徒だけでの外泊は禁止します。また、キャンプ等の野外活動は保護者同伴とします。（子ども達だけで行わない）
- ④ ゲームセンター、カラオケボックス、複合型のボウリング場等への立ち入りは保護者同伴とし、子ども達だけでは絶対に行かないようにしましょう。
- ⑤ 夜間の映画は保護者同伴とします。※保護者同伴とは、送迎等だけではなく、同じ場所について管理することである。
- ⑥ 生徒だけでの遊泳は禁止します。

## 4 服装・容儀

### 【男子】

#### ① 頭髪

- ・長髪を認めるが、一部を長くしたり、短くしたり等、特異な髪型にしない。
- ・前髪の長さは、眉を過ぎないようにする。
- ・横髪は耳を完全に覆わないようにする。
- ・後髪は襟にかかるないようにする。
- ・ムースやジェル等の整髪料は使用しない。
- ・そり込み、染色、脱色、パーマなどは認めない。  
(ムース、ジェル、ミスト等これに類する整髪料の使用は認めない)

#### ② 制服（冬服）

- ・学校指定の制服とする。また、極端に長いものや短いものは認めない。
- ・上着の下は白の長袖シャツとする。
- ・厳冬期（11月中旬～3月上旬）は、上着の下に防寒着を着用してもよい。

※ 防寒着とは、セーター・トレーナー等のことと、白・黒・紺・グレーを基調としたものとする。また、袖口や裾から出さないように着こなす。また、学校指定のジャージも防寒着として認める。

#### ③ 制服（合服）

- ・長袖白ワイシャツとする。
- ・袖のボタンをつける。暑い場合には3回程度まくる。また、胸のボタンは第一ボタンまでははずしてもよい。

#### ④ 制服（夏服）

- ・白半袖開襟シャツとする。

#### ⑤ ズボン・ベルト

- ・学校指定のズボンでストレートタイプとする。
- ・裾が地面にかかるないようにする。
- ・ベルトの位置は腰から上とし、色は黒・紺・茶の単色とする。

#### ⑥ 靴下

- ・白・黒・紺・グレーの無地としワンポイントは認める。ワンポイントは左右にあっても可。
- ・不必要に折り曲げたりたるませたりしない。

#### ⑦ インナー

- ・白・黒・紺・グレーの無地とする。ワンポイント（メーカー名等小さなワンポイントのみ）は可。
- ・襟付きやハイネック、色物、柄物は禁止。

#### ⑧ その他

- ・シャツや下着はズボンの中にしっかり入れる。（ベルトが見えるように）
  - ・通学用の靴は学校指定のものとする。（かかとを踏みつけない）
  - ・綿シャツやボタンダウンのシャツは禁止とする。
  - ・香水やその他類するものは使用しない。
  - ・手袋、ネックウォーマーの使用は期間を指定して認めるが、校内では着けない。また、マフラーは使用しない。
- ※ 日常の登校の他、土日、休日、放課後などに登校の場合、あるいは公的行事への参加の場合などは制服を着用する。部活動については別途指示する。

#### ⑨ 容儀面

- ・爪を必要以上に伸ばさない。
- ・眉を剃ったり、抜いたり、カットしたりしない。
- ・薬用リップは無色透明なものとし、色つきは認めない。
- ・不要物、アクセサリー等を持ち込んだり、身に付けたりしない。

### 【女子】

#### ① 頭髪

- ・長髪を認めるが、一部を長くしたり、短くしたり等、特異な髪型にしない。
- ・襟にかかる程度が望ましいが、長髪も認める。ただし、襟にかかったら耳の高さを目安に結ぶ。（1つか2つに束ねる）
- ・横髪の一部のみを垂らさない。
- ・髪を束ねるゴムは黒・紺・茶の単色のものとする。（ゴムは手首に付けないこと）
- ・髪留めのピンは必要に応じて使用しても良いが、黒で飾りのないものとする。
- ・前髪は眉を過ぎないこととする。
- ・染色、脱色、パーマなどは認めない。（ムース、ジェル、ミスト等これに類する整髪料の使用は認めない）

- ② 制服（冬服）
- ・ 学校指定の制服を着用する。学校指定のスラックスの着用を許可する。
  - ・ 上衣、下衣とも丈が体にあつた正規の寸法であること。また、規定外の形に変形しない。
  - ・ セーラー服の下には長袖のTシャツの着用を認める。また厳冬期はトレーナー、セーター等の着用を認める。色は白・黒・紺・グレーを基調としたものとする。また、袖口や裾から出さないように着こなす。また、学校指定のジャージも防寒着として認める。（ジャージは制服の上から着る）
  - ・ ハイネック、襟付き、フード付きは着用しない。
  - ・ セーラー服の袖のホックはしっかり止める。
- ③ 制服（合服）
- ・ 学校指定の長袖白セーラー服（青色の襟）
  - ・ その他の規定は、原則として冬服と同じとする。
- ④ 制服（夏服）
- ・ 学校指定の半袖白セーラー服とする。
  - ・ その他の規定は、原則として冬服と同じとする。
- ⑤ スカート
- ・ 丈はひざが隠れる長さとする。（膝立ちした状態でスカートがしっかり床につく長さ）
- ⑥ スラックス・ベルト
- ・ 学校指定のスラックスとする。
  - ・ 裾が地面にかかるないようにする。
  - ・ ベルトの位置は腰から上とし、色は黒・紺・茶の単色とする。
- ⑦ 靴下
- ・ 白・黒・紺・グレーの無地としワンポイントは認める。ワンポイントは左右にあっても可。
  - ・ 不必要に折り曲げたりたるませたりしない。
- ⑧ その他
- ・ 制服の下にインナーをつける。色は白・黒・紺・グレーの単色とし、ワンポイントは認める。
  - ・ 通学用の靴は学校指定のものとする。
  - ・ 香水、その他類するものは使用しない。
  - ・ 手袋、ネックウォーマーの使用は期間を指定して認めるが、校内では着けない。また、マフラーは使用しない。
  - ・ 清掃時にはハーフパンツを着用する。
- ※ 日常の登校の他、日曜、休日、放課後などに登校の場合、あるいは公的行事への参加の場合などは制服を着用すること。部活動については別途指示する。
- ⑨ 容儀面
- ・ 化粧はしない。（アイプチを含む）
  - ・ 薬用リップは無色透明なものとし、色つきは認めない。
  - ・ 爪を必要以上に伸ばさない。また、マニキュア、ペディキュア等を塗らない。
  - ・ 眉を剃ったり、抜いたり、カットしたりしない。
  - ・ アクセサリー等の不要物を持ち込んだり、身に付けたりしない。

## 5 その他の規定

- ① 日焼け止め
- 使用を許可する。ただし、登校前に自宅での使用とする。また、体育大会期間など許可があった場合のみ学校での使用を認める。その際、更衣する場所での使用とする。部活動（テニスなどの外の部活動）時は、各顧問の判断で使用可とする。
- ② 制汗剤
- シートや塗るタイプの制汗剤のみ許可する。使用できるのは体育の授業前後、部活動の前後の時間とする。無香料とし、使用したシートは放置したりゴミ箱に捨てたりせずに各自で確実に持ち帰るようにする。
- ③ 鏡、くしの使用
- トイレの鏡の前で使用し、教室、廊下では使用しない。
- ※ 先のとがったくしを胸に挿すのは危険なのでやめること。
- ④ タオルの使用
- 授業中や集会時には出さない。また、手に持つときは折り畳んで持つようにし、首にかけるなどしない。
- ⑤ スリッパ・靴への記名
- 記名のみとし、それ以外の落書きをしない。
- ⑥ 通学用カバン
- 学校指定のものとする。カバンに付けるキーホルダーなどは1つまでとする。

## 6 服装容儀附則

- ① 制服の更衣期間について  
合服、夏服の更衣については、気候に合わせ生徒の判断で行う。ただし、冬服への更衣は10月から4月を目処に許可する。（別途指示）
- ② 夏季（エアコン使用期間）の服装規定について  
教室内が寒い場合は、ジャージの着用を認める。
- ③ 冬季（10月中旬より気候に応じて判断する）の服装規定について  
登校時から下校時までジャージの着用を認める。
- ④ 厳冬期（11月中旬から3月上旬）の服装規定について
  - ・ 手袋、ネックウォーマー、カーディガン（女子のみ）、タイツ（女子のみ）の使用を認める。マフラーは認めない。手袋、ネックウォーマーは校内では使用しない。
- ⑤ 式典における服装について  
式典でのジャージ着用は認めない。（入学式、卒業式は全員冬服での参加とする）
- ⑥ その他  
服装容儀の規定で判断に困る場合は、各学年の生徒指導部の先生に相談すること。

## 7 自転車通学

自転車に乗って道路を通行する際は、交通規則を遵守し、正しくかつ安全な走行に留意すること。

### （1）自転車通学の許可の条件

- ① 学校から自宅までの距離が2km以上あること。（ただし、校区外の生徒は除く）
- ② 病気・けが・家庭の事情等、特別な事情があり、校長が認めた場合。
- ③ 任意保険に加入していること。

### （2）自転車乗車規則

- ① 自転車通学生は、必ずヘルメットをかぶること。
- ② 自転車は次のものを使用すること。  
ア 後ろに荷台がついていること。 イ 前にかごがついていること。
- ③ 自転車通学生、部活動自転車使用生徒は、自転車に必ず高城中のステッカーをつけること。
- ④ 登下校時は必ず指定された通学路を通行する。
- ⑤ 校内では自転車に乗らない。中央門と西門（体育館の駐車場の入口）で自転車を乗り降りし、正門ではしない。

### （3）自転車通学生罰則規定

- ① 2人乗り
- ② ヘルメットなし（あごひもなし、あごひもゆるめ）
- ③ 右側通行（許可地区を除く）
- ④ 無灯火
- ⑤ 傘差し運転（片手運転）
- ⑥ 並進走行の禁止
- ⑦ ハンドルの角度を標準から変えない。
- ⑧ 高城中のステッカーなし
- ⑨ シールを貼る等装飾をしない。
- ⑩ 校内で自転車に乗る。
- ⑪ その他、交通ルール違反

### （4）自転車置き場の管理・運営

- いつも整理・整頓をしておく。登校した順に整然と詰めて並べる。
- 他人の自転車、ヘルメットには、絶対に触れない。
- パンクなどの異常があった場合には、必ず学級担任に届け出ること。
- 必ず施錠をする。（二重ロックの推進）

### （5）その他

- ① 部活動の練習試合等で自転車利用をする場合も必ずヘルメットを着用する。違反があった場合、その後、許可しない。
- ② 部活動の活動場所の関係で、顧問より特別申請があった場合は許可する。ただし、ヘルメットは必ず着用する。違反があった場合は、その後、許可しない。

